

役員報酬規程

社会福祉法人真愛

付 則

- 1 この役員報酬規程は2017年4月1日から実施します。
- 2 2018年4月1日より、次の事項を改訂します。
 - 第1条の一部
 - 第3条の一部

別表1（理事長、理事、監事および評議員の報酬並びに交通費）

役職名	報酬の額	交通費
理事長	月額10,000円※1	実費支給 (ただし、栄区および近隣 地区[港南区・戸塚区・ 鎌倉市等]在住者は 原則支給しない)
理事、監事	無報酬 (ただし、税理士、弁護士、 公認会計士等の業務に就いて いる者は、理事会または 評議員会への出席につき 日額5,000円※2)	
評議員	評議員会または理事会 への出席につき 日額5,000円※2※3	

※1 この額より、健康保険料、厚生年金保険料、源泉所得税、住民税を控除して支給する。

※2 この額より、源泉所得税、住民税を控除して支給する。

※3 各年度の評議員全員への支給総額が1,000,000円を超えない範囲で支給する。